平成２８年（フ）第４３５１号
大阪府茨木市東奈良２丁目１番３―406号
債務者　山下　　勉
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４６５号
大阪府池田市西本町２番23―202号
債務者　管原博司こと　管**原**　博司
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４６６号
大阪府池田市西本町２番23―202号
債務者　管原侑子こと管**原**侑子こと　金　富美衣
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８６８号
大阪府八尾市幸町２丁目48番地の１　市営住宅38―24号
債務者　鬼束　冷子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０４６号
大阪市大正区平尾４丁目３番５号　森永ビル201号
債務者　鳥井商店こと　上村　健治
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６６８号
北九州市門司区寺内４丁目６番24―502号
債務者　宮田　美雪
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６７３号
北九州市八幡西区上上津役１丁目23番35号（エスポワール馬場Ⅱ―201）
債務者　出口　雅之
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６７７号
北九州市八幡西区若葉２丁目13番11―201号
債務者　山下チヅ子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６８７号
北九州市八幡西区幸神２丁目３番12―201号
債務者　寺園　藤子（旧姓津賀田）
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１２５２号
埼玉県加須市騎西５番地３、旧住所埼玉県草加市旭町４丁目５番６―102号
債務者　大野　勝久
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１４号
埼玉県上尾市大字平方4279番地１　ソレイユ206
債務者　成島　清孝
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３１号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―15―505
債務者　白石　　督
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３４号
さいたま市西区大字土屋259番地15
債務者　鈴木　道子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６８号
さいたま市緑区宮本２丁目３番地６　三枝ハイツＡ棟101
債務者　諏訪　邦男
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７４号
さいたま市緑区東浦和４丁目12番地13　ルミエールコート308
債務者　佐々木泰樹
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
北海道名寄市西10条南２丁目１番地12　リンゼイ団地　アカゲラ14号
債務者　富田　禮子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
旭川地方裁判所名寄支部